

6. 都道府県福祉人材センターの機能の充実等

福祉・介護人材確保対策の拡充について

背景

○ 高齢化の進行、世帯構成の変化、国民のライフスタイルの多様化などにより、国民の福祉・介護ニーズはますます拡大している一方、生産年齢人口の減少に伴い、労働力確保が重要な課題になると見込まれており、質の高い人材の安定的確保は喫緊の課題。

現行事業

平成20年度2次補正、平成21年度予算において緊急対策を実施

介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充

予 算 額: 320億円(セーフティネット事業費補助金)
※2次補正予算

- ・ 事業概要: 介護福祉士・社会福祉士養成施設等の入学者に対して修学資金の貸付けを行う。
(福祉・介護の仕事に5年間従事した場合、返還を免除。)

福祉・介護人材確保のための緊急対策

- ・ 予 算 額: (1) 205億円(下記①~④)※2次補正予算
障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業として実施
(2) セーフティネット事業費補助金の内数
(下記⑤、⑥)※21年度当初予算
- ・ 事業概要: ①進路選択学生等支援事業
②潜在的有資格者等養成支援事業
③複数事業所連携事業
④職場体験事業
⑤福祉・介護人材定着支援事業
⑥実習受入施設ステップアップ支援事業

今回の「新たな経済対策」における対応

平成21年度1次補正予算において実施

⑦福祉・介護人材マッチング支援事業

個々の求職者にふさわしい職場を開拓するとともに、働きやすい職場づくりに向けた指導・助言

⑧キャリア形成訪問指導事業

事業所を巡回・訪問して研修を行うことにより、職員のキャリアアップや資質の向上及び定着を支援

- ・ 予 算 額: 98億円
(障害者自立支援対策臨時特例交付金に積み増し)
- ・ 補 助 率: 定額(10/10)
- ・ 実施主体: 都道府県

介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充について

○ 介護福祉士等養成施設に著しい定員割れが生じている現状を踏まえ、若い人材の福祉・介護分野への参入を促進する観点から、介護福祉士・社会福祉士養成施設の入学者に対し修学資金の貸付けを行う「介護福祉士等修学資金貸付制度」について、貸付原資等の補助及び貸付条件の緩和を行う。

	第2次補正予算による対応	現行制度(平成20年度)
予算額(案)	320億円(※)	セーフティネット事業費補助金195億円の内数
補助率	10/10(セーフティネット事業費補助金)	1/2(セーフティネット事業費補助金)
実施主体	都道府県が適当と認める団体(都道府県社協等)	都道府県
貸付対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護福祉士養成施設(1年課程) ・ 介護福祉士養成施設(2年以上課程) ・ 社会福祉士一般養成施設(1年以上課程) ・ 社会福祉士短期養成施設(6月以上課程) のいずれかに入学する者(学年当たり6,000人程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護福祉士養成施設(1年課程) ・ 介護福祉士養成施設(2年以上課程) ・ 社会福祉士一般養成施設(1年以上課程) ・ 社会福祉士短期養成施設(6月以上課程) のいずれかに入学する者
貸付限度額	① 月額5万円 ② 入学準備金20万円(初回に限る。) ③ 就職準備金20万円(最終回に限る。)	月額3.6万円
貸付利子	無利子	無利子
返還方法	都道府県が設定する期間内に、都道府県が設定する金額を返還	貸付を受けた期間に相当する期間内に、毎月3.6万円を返還
返還免除	① 養成施設等の卒業の日から1年(国家試験に不合格となった場合等には3年)以内に、 ② 貸付を受けた都道府県の区域内において ③ 受験資格の対象となる介護又は相談援助の業務に従事し、 ④ 以後5年間当該業務に従事すること	① 養成施設等の卒業の日から1年以内に、 ② 貸付を受けた都道府県の区域内において ③ 介護福祉士の場合には受験資格の対象となる介護等の業務に、社会福祉士の場合には受験資格の対象となる相談援助の業務に従事し、 ④ 以後7年間当該業務に従事すること
貸付事務費	交付された資金の中から年間600万円以内の範囲で取崩し可能	なし

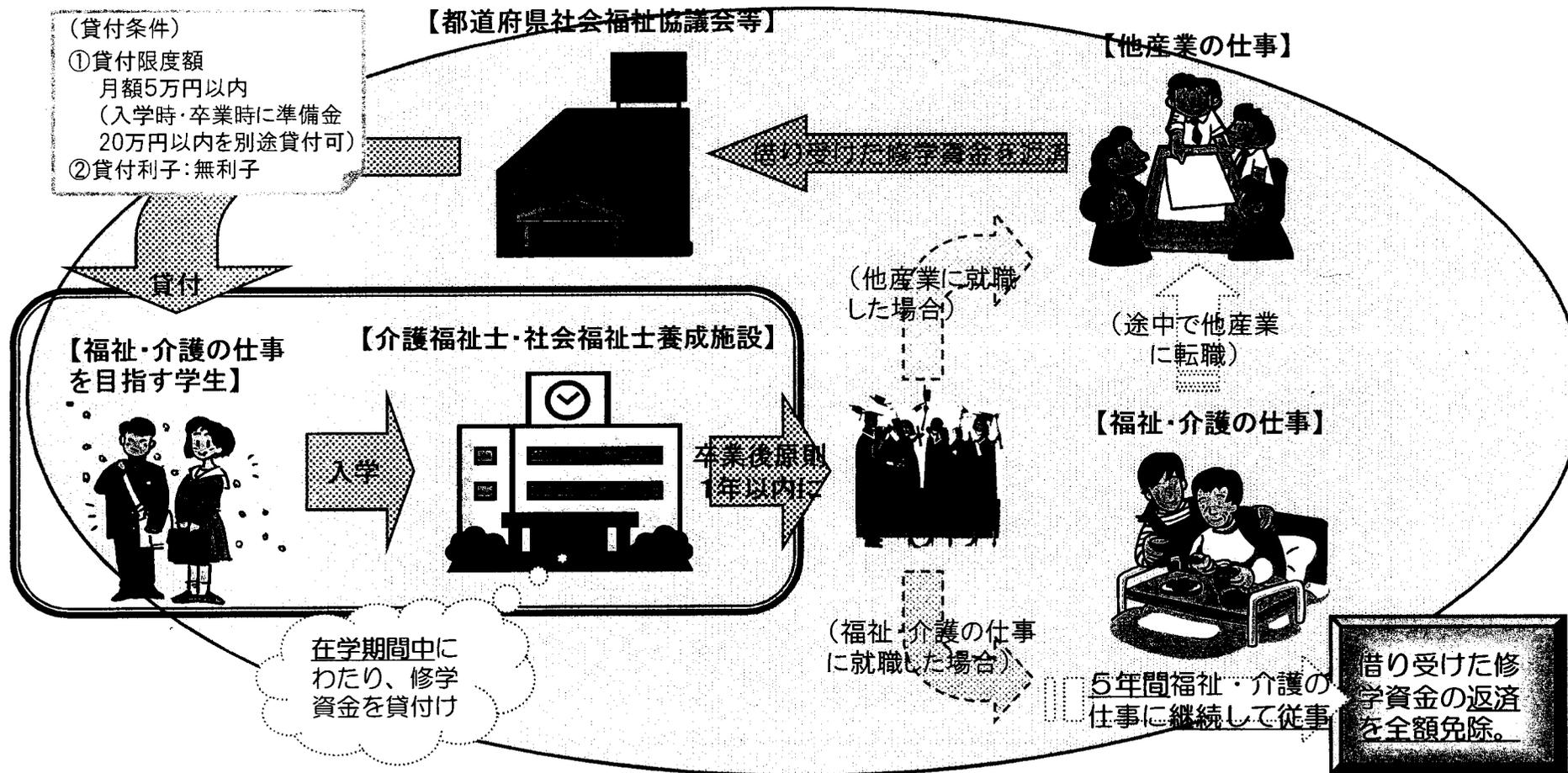
※ 3年分に相当する規模の貸付に係る原資を交付。

介護福祉士等修学資金貸付制度について

○ 平成20年度第2次補正予算において、介護福祉士・社会福祉士養成施設等への入学者に対し修学資金の貸付けを行う「介護福祉士等修学資金貸付制度」を大幅に拡充（3年相当分で320億円）。

この制度は、養成施設等に在学期間中1月5万円を限度に貸付けを行うとともに、養成施設等を卒業後、貸付けを受けた都道府県内で、5年間介護又は相談援助の業務に従事した場合は返還を免除。

（介護福祉士等修学資金貸付制度の仕組み）



① 進路選択学生等支援事業（平成20年度第2次補正予算で創設）

目的

○ 将来の福祉・介護人材を養成する介護福祉士・社会福祉士等養成施設においては、深刻な定員割れの状態にあり、このままでは、サービス提供を担う人材の確保やサービス水準の維持に支障を生ずるおそれがある。

※ 介護福祉士養成施設定員充足率(71.8%(平成18年度)→64.0%(平成19年度)→45.8%(平成20年度))

○ このため、養成施設に、専門員を設置し、次のような取組を通じ、若い世代や地域の人材確保を推進する。

(対象)

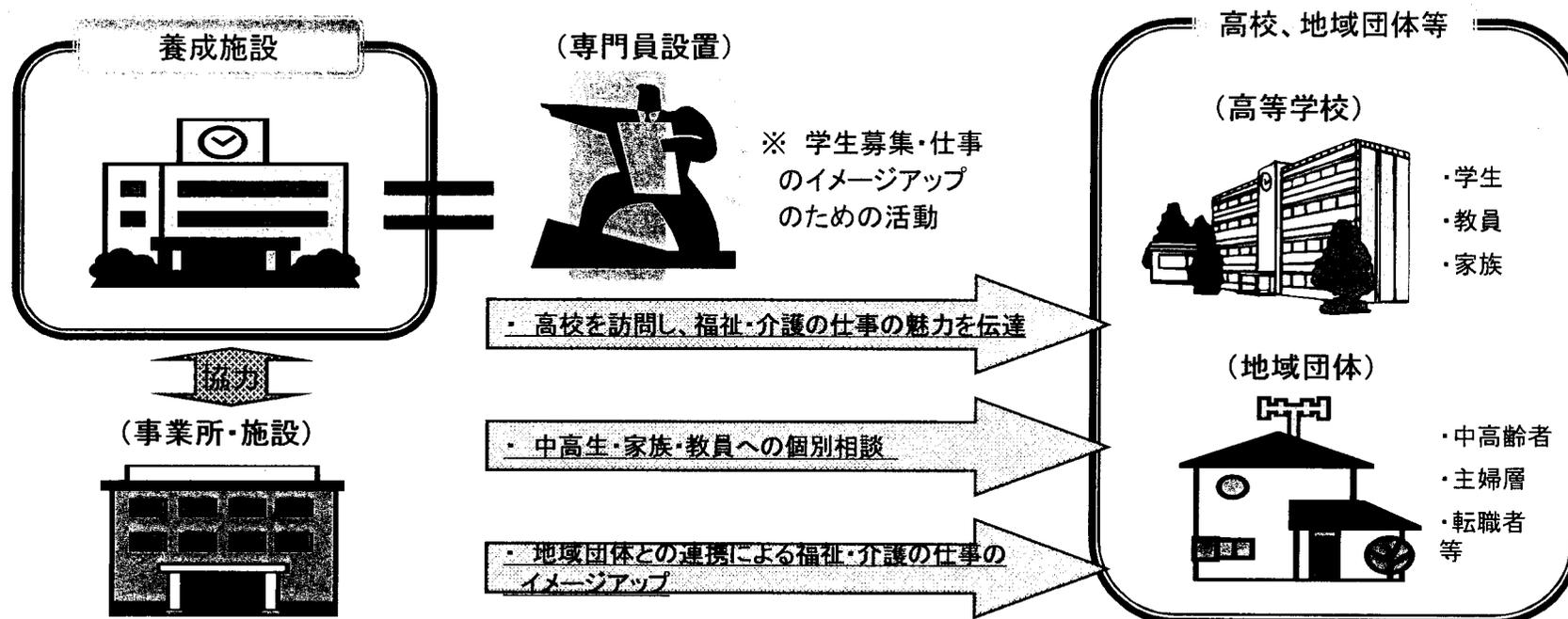
- ・ 中高生、家族、教員
- ・ 中高齢者、主婦層、転職者等
- ・ 地域団体・機関等

(活動内容)

- ・ 福祉・介護の仕事の魅力や実情を紹介
- ・ 就学・研修受講に向けて、個別に相談・助言・指導等を行う
- ・ 理解促進、意識啓発のための地域イベント、説明会等を開催

※ 定員充足率60%未満の養成施設(介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士)を対象。

【イメージ】



② 潜在的有資格者等養成支援事業（平成20年度第2次補正予算で創設）

目的

- 定員に余裕がある介護福祉士養成施設等の資源を活用し、
 - ① 潜在的な介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士の再就業を支援するための研修
 ※潜在的介護福祉士は約20万人以上存在（平成17年度）
 - ② いわゆる「団塊の世代」や主婦層の知識・能力を活かして参画を進めるための研修
 - ③ 地域住民に対し、福祉・介護サービスの意義や重要性を理解してもらうための研修
 - ④ 障害者の福祉・介護分野への就労を支援するための研修
 - ⑤ 職員のOFF-JTを行うことが困難な事業所に従事する者のキャリアアップを支援するための研修
- 等を行うことを通じ、福祉・介護分野への新たな人材の参入・参画を促進するとともに、現に従事する者の定着を支援する。

【イメージ】

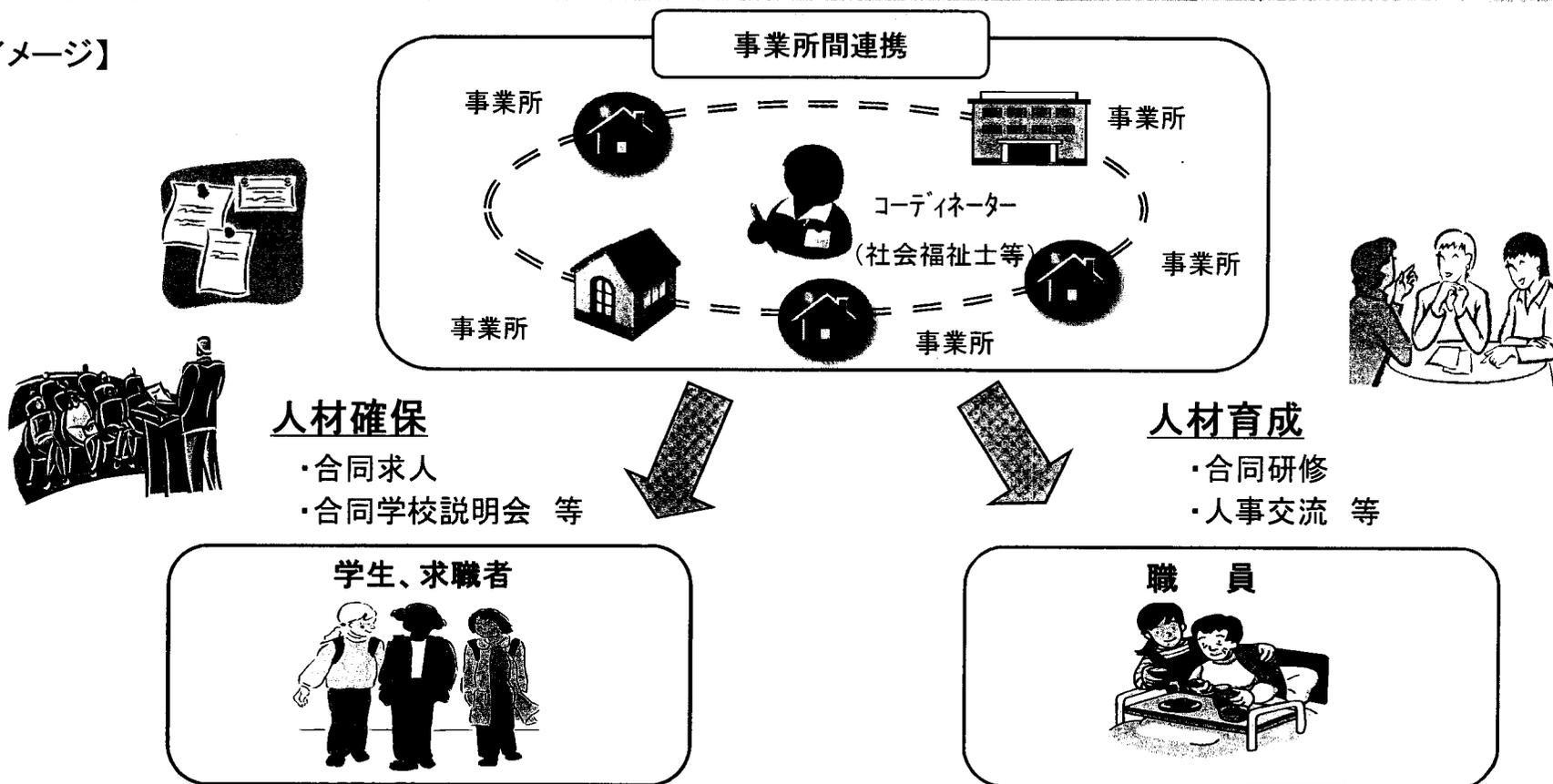


③ 複数事業所連携事業（平成20年度第2次補正予算で創設）

目的

- 在宅サービス事業所や小規模事業所は、効率性の問題により、求人や広報、研修等を自ら実施することに困難が多い。
- 景気動向に伴い他分野の採用が活発になる一方、福祉・介護分野では離職率が高く、特に小規模事業所ほど、その傾向が強くなっている。 ※1年間の離職率(平成20年財団法人介護労働安定センター調査)
 ……従業員数 9人以下 29.0%、10～49人 24.6%、50～99人 20.6%、100人以上 17.7%
- そこで、複数の事業所がネットワークを形成し、協同による求人活動、合同研修によるキャリア開発等を行い、事業所間連携による新たな経営モデルを通じ、人材の確保・育成を図る。

【イメージ】

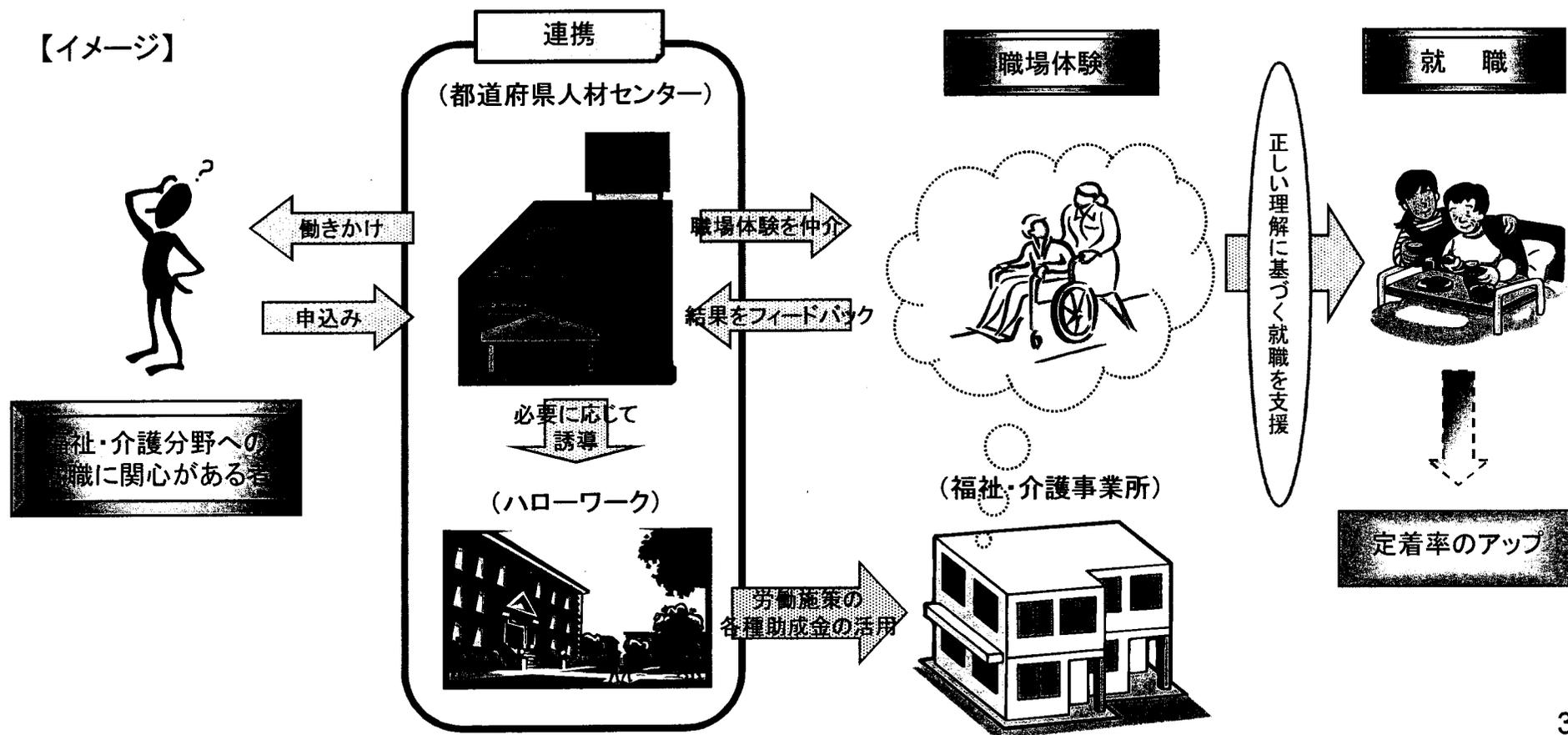


④ 職場体験事業（平成20年度第2次補正予算で創設）

目的

- 福祉・介護分野において、離職者の約75%が3年未満で離職している状況にあり、また、事業者の約5割が採用した者の質に満足していないなど、就職希望者が抱く職場のイメージと、事業者が求める人材像にギャップが生じているケースも多いと考えられる。（平成20年財団法人介護労働安定センター調査）
- このため、あらかじめ職場体験を行う機会を提供し、就職希望者には実際の職場の雰囲気やサービスを直接知ってもらい、事業者には就職希望者のパーソナリティを理解してもらうことにより、こうしたギャップを埋め、円滑な人材参入を促進する。
- こうした取組と併せて、労働施策（各種助成金の活用）との十分な連携を図ることにより、政策効果を高める。

【イメージ】



⑤ 福祉・介護人材定着支援事業（平成21年度予算で創設）

目的

- 福祉・介護分野においては、離職率が約22%と全産業の平均(約16%)を上回っており、これら離職者のうち、約75%が3年未満で離職している状況。(平成20年財団法人介護労働安定センター調査)
- このため、人材定着支援アドバイザー(仮称)を設置し、就職して間もない従事者等を個々にフォローアップし、職場の労働環境、人間関係等に関する相談に応じるとともに、その結果を事業者者にフィードバックすることを通じ、福祉・介護分野に従事する者の定着を支援する。

【イメージ】

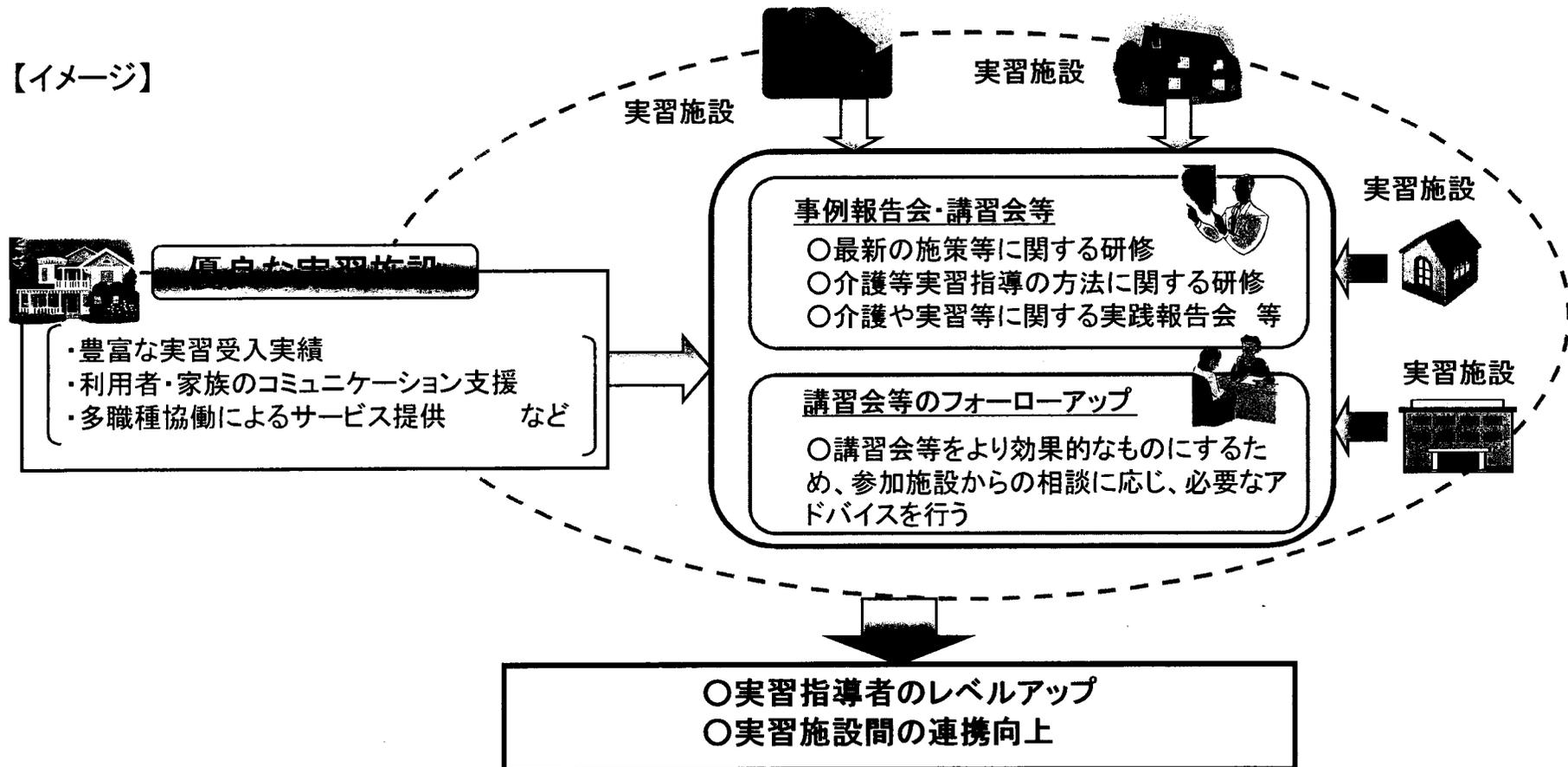


⑥ 実習受入施設ステップアップ事業（平成21年度予算で創設）

目的

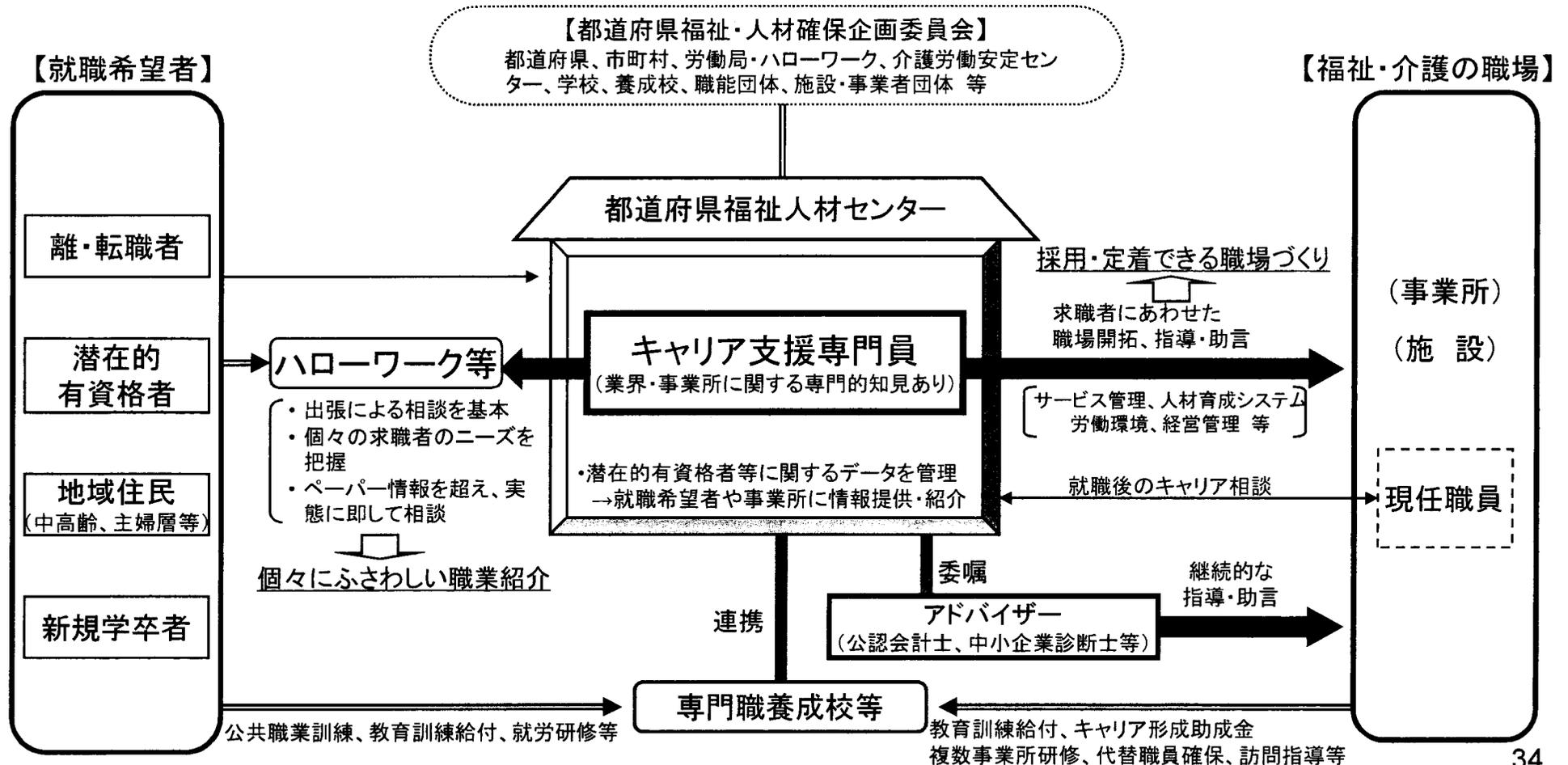
- 介護福祉士や社会福祉士の養成課程における実習は、実践を通じて学習する機会として、人材養成に当たり不可欠。
- 現在、実習施設指導者を養成する講習会はあるものの、その後のフォローアップは、それぞれの施設や実習指導者に委ねられている状況。
- このため、一定の要件を満たす優良な実習施設を中心として、他の実習施設に対し、実践事例報告会や講習会を開催すること等により、実習指導のレベル向上を図るとともに、実習施設間の連携を促進する。

【イメージ】



⑦ 福祉・介護人材マッチング支援事業（平成21年度補正予算で創設）

- 福祉・介護分野においては、個々の事業所の実状がわかりにくいこと、小規模事業所が多いことなどから、求職者が自分にふさわしい職場を見つけにくい状況。
- 事業所・施設では、労働環境整備が不十分であり、キャリア展望を示すことができていない状況。
- このため、都道府県福祉人材センターにキャリア支援専門員（仮称）を配置し、個々の求職者にふさわしい職場を開拓するとともに、働きやすい職場づくりに向けた指導・助言を行い、円滑な就労・定着を支援する。



⑧ キャリア形成訪問指導事業（平成21年度補正予算で創設）

○ 介護福祉士等の養成校の教員が、福祉・介護事業所を巡回・訪問し、介護技術等に関する研修を行うことにより、職員のキャリアアップや資質の向上及び定着を支援する。

